

No.	仙台市いじめ問題再調査委員会 再発防止に向けた提言	【参考】 仙台市いじめ対策等検証専門家会議 今後のいじめ対策についての提言	市・教育委員会の施策	事業単位 個票番号
22	<p>(1) 教師のいじめの感知能力の向上 いじめ自死事案発生の直後、多くの学校や教育委員会が「いじめはなかった」とか「気がつかなかった」と発言することが多い。 これらの発言は、いじめがそもそも教師の目につかないところで発生しているのが普通であること、しかも生徒自身が教師に訴えることは極めてまれであることを看過している。 児童生徒の表情、行為、文章、人間関係などから敏感に認知する力を学校が持たなくてはならない。そのためには教育委員会主催の上からの一斉研修だけでなく教師自身の自己研修も保証されるべきである。またその種の研修は一般論ではなく具体例に即して行われるのが有益である。 いじめられている児童生徒の様子が気になった教師が話しかけても、「大丈夫」と答える者も少なくない。しかし大丈夫でないことの方が多く、安易に「様子を見る」と今回のような悲劇になりかねない。教師としてよりも一人の人間として共感的に接しなくてはならない。 例えば、小柄で眼鏡をかけた男子生徒が機嫌よく笑って廊下を走り、女子生徒に「ちょっかい」をかけて追いかけられるのを楽しんでいる様子を目撃した場合、如何捉えるべきであろうか。こういう生徒は、男子生徒たちからいじめられているのではないかと疑って見る視点が必要である。 いじめられている児童生徒は、それを両親や担任や友達に訴えるとは限らない。むしろ事態に耐えるために、そして自己の立つ位置を確認するために、さまざまな言動をみせる。おどけて周囲を笑わせたり、一発芸で人気を得ようとするものが少なくない。 本事案の生徒にも同様の言動がみられたのである。</p>	<p>○辛いと感じている児童生徒の声を積極的に拾い上げるため、事案探知の取組の充実を図ること</p>	<p>・初任者、中堅教員、ミドルリーダー等の年次研修や管理職を対象とした「児童生徒理解」や「生徒指導と関係機関の連携」等の講義や演習を実施し、いじめをはじめとする生徒指導の対応力をより高められるよう研修を行っている。</p> <p>・教育委員会が主催した研修会の資料は、講義を担当した講師から了承を得られた場合、順次全教職員が活用できるパソコンを用いた総合連絡ツール（校務支援システム）に格納し、校内での伝達研修等で活用ができるようにしている。</p>	<p>⇒10</p> <p>⇒10</p>
23	<p>(2) 教師のいじめの聴き取りを行う実践的なスキルの向上 前述のとおり、本事案では、Xが学校内アンケートにいじめをほめかす記載をしていたにも関わらず、教師の聴き取りでは、実際にあったいじめを把握することができなかった。 これは、この教師が特段に能力が低かったからではなく、このY校のみならず、多くの中学校教員が、いじめ被害を受けた生徒の立場にたって聴き取りを行うことや、特別な配慮が必要な子どもに対して適切に聴き取りを行うための十分なスキルを身につけていない可能性を示唆する。 例えば、生徒が教員にいじめを相談できる前提条件としては、生徒と教員の信頼関係の構築や生徒の心理（特に悩みを抱え、精神的に不安定になっている状態）についての教員の理解力や共感力の向上が重要である。特に、いじめ被害を受けている生徒の心理について十分に理解した上で対応する必要がある。また、昨今の子どもの精神疾患や発達障害の罹患率の高さを考えれば、あらゆる教員が、精神疾患や発達障害についての最低限の基本知識や対応に必要なスキルを身につけるべきである。しかし、こうしたスキルが不足している点と、スキル不足が生徒のいじめを把握できなかったことの一因であることを、教育委員会や学校は十分に認識しているとは言えず、このことは再発予防という観点からは深刻な問題と考えられる。</p>		<p>・各学校において、いじめ対策ハンドブックや教師のための生徒指導ハンドブック等を活用した研修を行い、教員が児童生徒理解に努めるとともに、児童生徒との信頼関係を構築し、児童生徒自身がいじめの被害を早期に相談できるような環境づくりを行っている。教育相談課のいじめ不登校対応支援チーム訪問時に、各学級の参観を行い、必要に応じて、対応について指導・助言している。</p> <p>・いじめ事案の事実確認や関係児童生徒への指導、保護者への説明等の対応について、スクールロイヤーの協力も得ながら各学校での研修を行い、教員の対応力の向上を進めている。</p> <p>・全教員がいじめを受けている児童生徒の心理状況を理解し、児童生徒に寄り添った聴き取りなどの対応を行うことができるよう、各学校においてスクールカウンセラーによる校内研修を年間計画に位置付けて実施するとともに、相談を受けた場合の児童生徒の特性や状況について、スクールカウンセラーを交えて組織的な対応ができるようスクールカウンセラー全体研修やいじめ対策教員研修を行っている。</p> <p>・「仙台市の特別支援教育」を発行し、すべての市立学校に配布した。この資料で、特別な支援を要する児童生徒の特性に合わせた指導・支援について、わかりやすく解説した。</p> <p>・発達障害に関する基本的な知識や対応に必要なスキルの習得、専門性の向上につながる研修を行っている。</p> <p>・通常の学級に在籍する発達障害のある児童生徒の指導について助言を求めている学校に対し、仙台市発達障害児教育検討専門家チーム、学校生活支援巡回相談員を派遣し、望ましい教育のあり方について専門的立場から検討し、各児童生徒に応じた対応及び学校としての組織的な対応ができるよう指導助言を行っている。</p> <p>・令和元年度は、仙台市発達障害児教育検討専門家チームを9校に派遣し、学校生活支援巡回相談員を100回派遣した。</p> <p>・令和元年度の特別支援教育実践研究報告会にて有識者を招聘し、「発達障害と少年非行」についての研修を行った。</p> <p>・精神疾患に係る基本知識や適切な対応等の普及に向け、仙台市精神保健福祉総合センター（はあとぼーと仙台）等の職員を講師とした研修等を行っている。</p> <p>・発達相談支援センターと連携し、必要に応じて学校に「学校訪問等アウトリーチによる支援」を紹介し、活用を促した。令和元年度の医師が同行しての派遣回数は24回となっている。</p>	<p>⇒10, 11, 27</p> <p>⇒10, 30</p> <p>⇒10, 28</p> <p>⇒10</p> <p>⇒10</p> <p>⇒10</p>

No.	仙台市いじめ問題再調査委員会 再発防止に向けた提言	【参考】 仙台市いじめ対策等検証専門家会議 今後のいじめ対策についての提言	市・教育委員会の施策	事業単位 個票番号
24	<p>(3) より実行性のあるいじめ防止対策 ①いじめに対する対応力の底上げ 教育委員会は、いじめ対応についてのマニュアルを作成するだけでなく、すべての教師が、マニュアルの趣旨を十分に理解し、具体的にこれを実践できるようにするために、質・量ともに適切な人員配置を行い、その上で、教師に対して実践的な研修や教育を行う機会を増やすなどして、学校や教師のいじめに対する対応力の底上げを図るべきである。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度から中学3年生に35人以下学級を拡充し、中学校全学年で導入済みである。また、児童支援教諭については、令和元年度には前年度の77校より12校多い89校に配置を拡充している。 ・スクールカウンセラーの配置は、平成30年度75名から令和元年度は81名（全市立学校週1回配置）に拡充している。 ・新任校長研修で、校長のケース対応について具体的な事例をもとに講義と演習を行った。また、高等学校等フレッシュ先生1年次研修、フレッシュ先生2年次・4年次研修、臨時的任用教員研修において、具体的な事例検討を主とする実践的な演習を行っている。 ・校長会等の場で繰り返し、校長のリーダーシップの下、いじめ防止等の中核組織である「学校いじめ防止等対策委員会」やその中心を担う「いじめ対策担当教諭」の役割を改めて確認し、適切に機能するよう必要に応じて見直すよう指示するとともに、いじめ不登校対応支援チーム訪問時に各学校の体制や取組、対応状況を確認し、助言を行っている。 ・「教職員相談支援室」の紹介を、フレッシュ先生1年次・2年次・3年次・4年次研修、5年次ブロック研修、ミドルリーダー研修で行った。スクールロイヤーについては、校長研修、教頭研修、中堅教諭等資質向上研修、フレッシュ先生3年次研修、高等学校等フレッシュ先生1年次研修等で行っている。 	<p>⇒7</p> <p>⇒28</p> <p>⇒10</p> <p>⇒6, 7, 25, 27</p> <p>⇒8, 10, 30</p>
25	<p>(3) より実行性のあるいじめ防止対策 ②情報の共有 本事案においては生徒自身とその保護者の発した訴えが十分に受け止められなかっただけでなく、担任などごく一部の教員のレベルでとどまってしまった。 各教員は受け取った情報を他の教員と共有して有効な対応策を考案すべきである。例えば週1回程度の学年単位の場合を設けて「気になる子がいないか」などの情報交換や助言などを行うことが望ましい。同時に、自校にとどまらず他校との情報交換の場も設けるべきである。</p>	<p>○全ての教職員が児童生徒の不調・変化を見逃さず、校内で情報を共有できる環境づくりを進めること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ不登校対応支援チームによる全市立小中学校への訪問を通じて、「学校いじめ防止等対策委員会」による組織対応が「学校いじめ防止基本方針」に基づき適切に行われているか確認を行い、助言と指導を行い、各学校において見直しを行っている。 ・市内の各行政区ごとに年4回行っている生徒指導主事連絡協議会や全市での協議会において、教育相談課をはじめ関係機関も入り、各学校間の情報共有を図っている。 ・小中学校間で、授業参観、出前授業、「いじめ防止「きずな」キャンペーン」での交流活動、小中合同会議などを通じて平日頃から連携を深めている。 ・学校間の児童生徒の情報の引き継ぎに関して、各小中学校で問題行動や不登校、学習面や生活面等において配慮が必要な児童生徒、また、小学校で行ってきた配慮や対応等について、書面や引き継ぎの会議だけでなく、中学校入学前に小学校を訪問し、直接確認するなどし、具体的な対応について共有するよう指導している。 	<p>⇒15, 27</p> <p>⇒1</p>
26	<p>(4) 生徒の問題意識の向上 いじめ行動の存在が認知されるとほとんどの学校では生徒に対して個別に（時には密室で）指導する。これも重要ではあるが、同時にクラス、学年全体あるいは部活動などで取り上げて、生徒たちみんなで考える場を持つ方法も導入すべきである。 個別指導だけでなく、「みんなの問題」として考えるのである。（もちろんこの場合、被害生徒の同意を得るか、あるいは匿名の問題として論じる必要があるだろう。） Y校では、その後、生徒自身が自主的に「こころの絆創膏」というグループをつくり、「いじめはいけない」、「いじめをなくそう」、「みんなで考えよう」と呼びかけているという。その継続と盛り上がりを期待する。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年3月に全教職員に配布した「子どもたちをいじめから守るためのいじめ対策ハンドブック」の活用と、その中に例示されている生徒自身の主体的な活動の推進について、研修会や学校訪問時の際に紹介し、各学校での実践を進めている。 ・毎年5月と11月の「いじめ防止「きずな」キャンペーン」の期間中には、全市一斉にいじめ防止と取組を行うとともに、各学校独自で児童生徒の主体性を引き出し、意識の高揚を図るような活動に取り組んでいる。 ・各学校では、児童生徒が中心となり、いじめの未然防止についての集会や話し合い活動を実施し、これを踏まえて「学校いじめ防止基本方針」を毎年修正するなど、児童生徒の問題意識の向上に努めている。 ・平成30年度から、市立学校に訪問し、「大人にしてもらいたいこと」「自分や仲間を大切にすること」などをテーマとして児童生徒間で意見交換を行うことで、いじめに関する学びを体験して新たな気付きを得る機会を設けている。平成30年度、令和元年度とも10校で実施。 	<p>⇒11</p> <p>⇒1</p> <p>⇒15</p> <p>⇒4</p>

No.	仙台市いじめ問題再調査委員会 再発防止に向けた提言	【参考】 仙台市いじめ対策等検証専門家会議 今後のいじめ対策についての提言	市・教育委員会の施策	事業単位 個票番号
27	<p>(5) すべての生徒の個性・多様性への対応 ①多様な価値観の尊重と個性への対応 当委員会の聴き取りにおいて、複数の教員から「たくましい子どもに育てることが大切」という信念が聞かれた。 しかし、必ずしも、全ての生徒が中学時代に、健康で、たくましく、強く成長できるわけではない。発達障害、精神疾患、身体疾患をもつ生徒、不遇な家庭環境の生徒、虐待などの逆境体験のある生徒、いじめに悩んでいる生徒など、集団の中で弱い立場に陥りがちな生徒も多数存在する。 たくましく育てる価値観を強調する教育は、それが困難な状況にある生徒を疎外する負の側面をもつことに留意されるべきである。 学校が、一方的に特定の価値観を押しつけるのではなく、生徒一人ひとりの立場に立ち、多様な価値観や個性に対応できる教育を行うことで、あらゆる生徒を押し上げる可能性が高まる。 あらゆる生徒に平等に教育を提供し、いじめや不登校の問題を解決するため、仙台市、教育委員会、学校、教師は真剣に取り組むべきであり、社会全体がこの問題に関わるべきである。</p>		<p>・見直しをもって実践できるよう、全ての学級担任に、平成29年4月に「たく生きプラン集」を配付した。たく生き（たくましく生きる育成プログラム）実践委員会の委員として、小学校12名、中学校6名を委嘱し、教育センター指導主事4名を加えて、今年度の実践授業及び事例の周知について計画を立てた。小学校で4回、中学校で2回の実践授業を公開し、たく生きの理念と実践について周知を行っている。実践授業等の研修では、有識者や企業経営者等の「たくましく生きる育成プログラム検討委員」による講話を行った。</p> <p>・市内の全小学5年生、中学1年生に人権教育「みとめあう心」を配付し、学校においては年間指導計画にしっかりと「みとめあう心」の活用を位置付け、道徳科の教材として活用している。また、道徳教育の充実に向け、学校は、新学習指導要領に則した道徳教育の全体計画、道徳科の授業の年間指導計画の作成、道徳の授業改善及び評価等に取り組んでいる。</p> <p>・令和元年10月に「人権教育研修」を実施した。令和2年についても10月に研修会を実施する予定である。</p> <p>・平成30年度から、市立学校に訪問し、「大人にしてもらいたいこと」「自分や仲間を大切にすること」などをテーマとして児童生徒間で意見交換を行うことで、いじめに関する学びを体験して新たな気付きを得る機会を設けている。平成30年度、令和元年度とも10校で実施。また、児童生徒からの意見を広報啓発物に活用しながら、社会全体でいじめの防止等に取り組む意識の高揚に取り組んでいる。</p>	<p>⇒10</p> <p>⇒4, 34, 35</p>
28	<p>(5) すべての生徒の個性・多様性への対応 ②特別な配慮を要する生徒への対応力を向上させる 小学校の時に特別な配慮を要するとされていた生徒、発達障害や精神疾患の診断のために医療機関に通院中の生徒に対して、十分な対応を行うことができるための体制を整備すべきである。 このためには、専門的な能力をもった教師の育成と配置、あらゆる教師に対して精神疾患や発達障害の基本について実践的に学ばせるための教育、必要な教員の補充、労働時間の管理を含めた職場環境の改善、医療機関や支援機関との連携の強化、小学校から中学校への十分な引き継ぎ、などを図るべきである。</p>	<p>○教育委員会が実施する児童生徒の障害や疾病への対応に向けた事業や相談支援体制について、教職員に一層の周知を図ること ○発達相談支援センター、児童相談所等の専門機関の体制強化を図り、学校に対するサポート体制を充実すること</p>	<p>・特別な配慮を要する児童生徒への適切な対応に関する研修について、個々の特性の理解や適切な支援の日常的な実施に必要なスキルの習得、専門性の向上につながる研修を行っている。また、教職員の様子やアンケートの結果等を踏まえ、さらに充実した研修となるよう計画している。</p> <p>・「仙台市の特別支援教育」の令和2年度版を発刊した。また、保護者向けの発達障害に関する資料として「気づいて認めて支えて」の令和2年度版を発刊した。</p> <p>・通常の学級に在籍する児童生徒の内、発達障害の診断があり、保護者から支援の申し出があった児童生徒で、「個別的教育支援計画」を小学校から中学校への進学にあたって引継ぎに活用した割合は、令和元年度の小学校卒業生で60%となり、前年度と比べて10ポイント上昇した。特別支援学級に在籍する児童生徒で、「個別的教育支援計画」を小学校から中学校への進学にあたって引継ぎに活用した割合は、令和元年度の小学校卒業生で9.9%となり、前年度に比べて3ポイント上昇した。</p> <p>・中学校から高等学校への進学に当たり、適切な支援につなげるための学校間の連携体制の強化を図る目的で「仙台中高連携サポートシート」を活用した引き継ぎを促進した。平成31年度の活用件数は53件となり、平成30年度より13件増加した。</p> <p>・学校間の児童生徒の情報の引き継ぎに関して、各小中学校で問題行動や不登校、学習面や生活面等において配慮が必要な児童生徒、また、小学校で行ってきた配慮や対応等について、書面や引き継ぎの会議だけでなく、中学校入学前に小学校を訪問し、直接確認するなどし、具体的な対応について共有するよう指導している。</p>	<p>⇒10</p>

No.	仙台市いじめ問題再調査委員会 再発防止に向けた提言	【参考】 仙台市いじめ対策等検証専門家会議 今後のいじめ対策についての提言	市・教育委員会の施策	事業単位 個票番号
29	<p>(5) すべての生徒の個性・多様性への対応 ③学業不振の生徒への対応力を向上させる 学業不振の生徒に対しては、その要因を適切に分析し、一人ひとりの課題に即した対応を行えるような体制を整備すべきである。このためには、1クラスの生徒数を先進国並みの20人程度にまで整備することや、限局性学習症などの個別の問題に具体的にに対応できる教育の拡充などの方策を検討すべきである。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度、文字の読み書きに困難がある児童を早期に把握し、効果的な指導を行うシステムについて、小学校2校を特別支援教育実践研究協力校に認定し、実践研究を行った。 ・標準学力検査の結果を基にして、指導法工夫改善加配教員を配置している。 ・放課後等学習支援事業における学習支援員を小学校20校に配置し、TT等の授業サポートを行い、指導の連続性と児童のつまずきを把握した上で、放課後等に個別の補充学習を行い、個に応じたきめ細かな指導を行っている。 ・LD、ADHD、高機能自閉症、アスペルガー症候群及びそれに類する障害（疑いも含む）のために、学習面や行動面において様々な課題がある場合に、在籍校での配慮や指導方法の工夫等に加え、一部特別な指導を必要とする児童生徒を対象とした通級指導教室を設置している（H19年度開始）。令和元年度は、小学校12校に14教室、中学校5校に6教室設置している。 	
30	<p>(6) 自死・いじめ対策にPDCAサイクルを機能させる 教育委員会や学校は、今回の自死がなぜ起こったのかについて、自らの問題点についての振り返りを行うことができていない。Xがいじめにあったことについて、あるいは、自死に至るほど苦しんでいたことについて、なぜそこに学校側が気づくことができなかったのかという疑問をもち、そこに納得のいく振り返りや考察をしている教員や関係者の話を聞き取りすることはできなかった。 航空輸送における安全対策や医療におけるインシデントや医療事故に対する安全対策など、社会の多くの領域では、起こりうるリスクとその対策に対してPDCAサイクルを機能させるための仕組みを作っている。 教育委員会や学校も、自らが行っている自死対策やいじめ対策が機能しているのか否か、PDCAサイクル（Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善））を具体的に実践、機能させるための体制を整備すべきである。 Y校の関係者のみならず、仙台市、教育委員会が、今回の問題を防ぐことができなかったことを心から反省し、この問題に真摯に向き合い、本気で同様の事態を100%防ぐためにはどうしたらよいか、真剣に議論を深め、再発予防に結びつけていくためには、当事者が自ら反省し、自らの頭で対策を検討し、新たな対策を評価・検証するというシステムを構築する必要がある。</p>	<p>【参考】 仙台市いじめ対策等検証専門家会議 今後のいじめ対策についての提言</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度から平成30年度にかけて「仙台市いじめ対策等検証専門家会議」を設置し、それまでの施策の実施状況や有効性の検証を行った。また、専門家会議からの提言を「仙台市いじめの防止等に関する条例」やその後の施策に反映した。 ・各学校でのいじめ防止の取組について、いじめ不登校対応支援チーム訪問等において、取組状況や対応状況を確認し、いじめ問題への対応が学校組織として適切にできるよう、指導・助言等を行っている。 ・各学校では、いじめ防止等の取組状況を学校運営の評価項目に位置付け、校長のリーダーシップの下、情報共有できる体制の整備や改善を行いながらいじめ防止等の対策に取り組み、成果について、学校いじめ防止等対策委員会において評価、検証を行い、学校評議員や学校関係者評価委員会などからも意見を求め、その結果を踏まえた見直しに取り組んでいる。 ・令和元年8月末までに、各学校において児童生徒の意見を取り入れ、学校いじめ防止基本方針を改定した。 ・「仙台市いじめの防止等に関する条例」に基づき、令和元年度に「仙台市いじめ防止等対策検証会議」を設置して、いじめ防止等対策について検証を行い、施策の改善を図っている。 ・いじめに係る相談について教育委員会を中心としたいじめの対応状況を確認するなど、市役所内の各相談窓口で情報を共有する枠組みを構築し、平成31年1月からの試行を経て、平成31年4月から本実施している。 ・令和元年度に「仙台市いじめ防止等対策本部会議」を設置し、本市におけるいじめの防止対策や、いじめの早期発見、いじめへの対処のための対策を効果的に推進するため、全庁的な認識の共有や施策に関する議論を行っている。 	<p>⇒27</p> <p>⇒15, 32</p> <p>⇒15</p> <p>⇒26</p> <p>⇒36</p>

No.	仙台市いじめ問題再調査委員会 再発防止に向けた提言	【参考】 仙台市いじめ対策等検証専門家会議 今後のいじめ対策についての提言	市・教育委員会の施策	事業単位 個票番号
31	<p>(7) 教員の負担の軽減 当委員会は、学校における「いじめ」問題に関する限り、すべての教員が感度のいいアンテナを持ち、敏感かつ効果的に即応する態度と能力の向上が必要であると認識している。</p> <p>しかしながら、いわゆる学校現場の教職員の負わせられている業務の多様性と過重性から目をそらすべきではない。到達度が極端に違う生徒たちへの授業の工夫、週末にも及ぶクラブ活動の指導、いろいろな委員会活動、各種の書面の作成、40人学級の経営、保護者からの相談と苦情への対応などに追われ、一人ひとりの生徒の内面の「つらさ」や「悩み」にまで目が向きにくいのもよく知られた事実である。超過勤務が1か月に80時間を超える教員が全体の半分以上というのが各種の調査から明らかになっている実情である。</p> <p>このような学校で何かの問題が発生すると、メディアや保護者は「先生パッシング」に走りがちである。</p> <p>しかし、現場の教員は絶望的に忙しい。多くの教員は1か月に80時間以上の超過勤務を強いられている。一人ひとりの児童生徒に向き合い、また学習指導の方法の改良に心を砕くのが本来の任務であるけれども、実際には数々の事務的業務や週末にまで及ぶ部活動の指導などに追われている。心身ともに疲労困憊している教員も少なくない。1か月の超過勤務が80時間を超えるのは当たり前のようにになっている。</p> <p>教員を対象とする聴き取りで多かったのが、生徒対教師の比率の高さへの嘆きである。つい最近まで、仙台市では40人学級が標準になっていたと聞く。</p> <p>超多忙で多数の生徒を抱えた担任が、一人ひとりの心に寄り添って接するのは簡単ではない。むしろきわめて難しい。</p> <p>Y校のみならず、多くの中学校では部活動における、教員の職務としての位置づけがあいまいである。教員の部活動に対する職務の位置づけの明確化と、これに関わる労働環境の改善が急務である。</p> <p>Xは部活動の人間関係のなかでいじめを繰り返し体験した。仙台市は、40人学級体制から35人学級への改善のために教員の増員を図っているが、部活動中の子どもの安全を保ち、部活動中のいじめに対しても十分な対策がとれるように、教員の労働環境に配慮した人員配置を行うべきである。</p>	<p>○教員が児童生徒と十分に向き合うことができる体制の確保を図るため、教員の多忙化解消のための取組をさらに前進させること。併せて、教員の負担感や多忙感の原因分析を行い、過度な負担がある場合には、外部の機関や専門職を積極的に活用するなど、教員に対するサポート体制のさらなる充実を図るといった負担軽減策を検討すること</p>	<p>・令和元年度から中学3年生に35人以下学級を拡充し、中学校全学年で導入済みである。また、児童支援教諭については、令和元年度には前年度の77校より12校多い89校に配置を拡充している。</p> <p>・各学校に於いて、校長のリーダーシップの下、いじめ対策担当教諭を中心とし、いじめへの組織対応ができる校内体制、教育相談体制の構築ができるよう、合同校長会やいじめ対策担当研修、いじめ不登校対応支援チーム訪問を通じて、指導・助言している。</p> <p>・平成31年4月に、教育委員会としての業務改善の考え方や研修の削減数など具体的な取組を取りまとめた「学校における働き方改革の推進について(通知)」を发出し、教員の多忙化解消に向けた取組を推進している。また、令和元年12月の「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」の成立を契機に、本市においても条例改正と規程整備を行い、今年度から教員の在校等時間を月45時間以内、年360時間以内とする上限を定め、さらに学校における働き方改革を推進することとしている。</p> <p>・平成31年3月に行った運動部活動の方針に則った取組状況の調査では、週2日以上休養日の設定は9.5%の運動部で、平日2時間程度の活動時間は9.7%の運動部で、休業日3時間程度の活動時間は8.3%の運動部で遵守している結果となった。さらに部活動指導員については、平成30年度3名の任用配置から、9名8校(令和2年4月1日現在)の配置へと増員し、多忙化解消を含めて、より効率的な部活動運営を目指している。</p>	<p>⇒7 ⇒6, 7, 10, 27</p>
32	<p>(8) 適切な事後の対応 本来、本事案のような悲しい事態が二度と起こらないようにするための取組が最も重要である。</p> <p>そして、仮にこうした重大事態が発生した場合においては、ガイドラインや調査指針などに基づき、初動の段階での適切な対応を行い、関係者への適切な情報開示を図りつつ、再発防止に向けた検証、調査を進めていくことが求められる。</p> <p>これは、個々の学校現場、教職員だけの問題ではなく、教育委員会あるいは仙台市として考えていくべき問題である。事態発生後の初動におけるマスコミ対応、遺族との情報共有等、地域社会との信頼関係を前提としつつ真相解明を行う手法について、本事案の振り返りを踏まえ、省察を深め続けるべきである。</p>	<p>○事案発生時の対応について、学校に対し、モデルケースなどを用いた、よりわかりやすい説明資料を提供すること ○具体的事案発生時の対応について、学校に対し、解決に向けた助言等、必要な支援を行うこと</p>	<p>・各学校では、いじめ重大事態が発生した際の対応方針を定め、毎年、年度始めに全教職員で共有している。</p> <p>・各学校で、文部科学省作成「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」、「子供の自殺が起きた時の背景調査の指針」、「不登校重大事態に係る調査の指針」などを校内研修において定期的に取り上げ、重大事態が発生した場合には、教育委員会と連携を図りながら組織的に対応できるよう取り組む体制を整えている。</p>	<p>⇒15 ⇒10, 15</p>